和歌山県警察と和歌山県歯科医師会の協力援助に関する覚書

和歌山県警察(以下「県警察」という。)と和歌山県歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)とは、この度、歯科医師会が結成する和歌山県警察歯科医会(以下「警察歯科医会」という。)を通じて相互の連携を密にして協力体制を保持し、県警察が行う身元不明死体の確認業務の円滑な推進を図るため、本覚書を締結する。

記

(協力要請の内容)

- 第1条 和歌山県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、身元不明死体の身元確認業務を行うに当たり、和歌山県警察歯科医会会長(以下「警察歯科医会会長」という。)に対し、次に掲げる協力要請を行うことができるものとする。
 - (1) 法歯学的所見による鑑定
 - (2) 身元確認のための歯の治療に当たった歯科医師及び医療機関の探索
 - (3) 警察官が行う代行検視協力のための警察歯科医会会員の現場出動
 - (4) 多数の死者を伴う大規模な事件事故等が発生した場合の身元確認に必要な協力
- 2 事件事故等を主管する警察本部の所属長及び警察署長は、警察歯科医会会員に対して、前項各号に掲げる協力要請を行うことができるものとする。この場合において、警察本部長は、その旨を警察歯科医会事務局を通じ警察歯科医会会長に連絡しなければならないこととし、その連絡をもって前項の協力要請を行ったものとみなす。
- 3 警察歯科医会会長は、警察本部長から第1項の協力要請があった場合は、これに応じるため警察歯科医会会員等とともに協力援助するものとする。

(法歯学の研修等)

- 第2条 警察本部長は、警察歯科医会会員等の協力援助により死者の身元等が判明した場合は、 捜査上の支障がない限り、判明した事項を警察歯科医会事務局を通じて協力援助した警察歯 科医会会員等に連絡し、法歯学の研究に資するものとする。
- 2 警察歯科医会会長は、管察官等に対して法歯学の談習を行うなど、その知識の向上と啓発 に協力するものとする。

(費用、補償等)

第3条 警察歯科医会会員等が行う業務の遂行に関する費用、補償等については、警察本部長 が警察歯科医会会長と協議し、誠意をもって処理するものとする。 (効力)

第4条 本覚書の効力は、発効の日から2年間とする。ただし、期間満了の際、双方に異議の ないときは自動的に維続するものとする。

(補則)

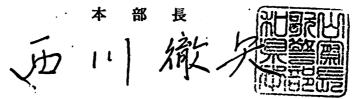
第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容の改定については、警察本部長と警察歯科 医会会長が協議して定めるものとする。

附則

- 1 本覚書は、稲結の日から施行する。
- 2 本覚書は、後日の証として、警察本部長と警察歯科医会会長が各1通所持するものとする。

平成6年 10月 4 日

和歌山県醫察本部



和歌山県歯科医師会 和歌山県醫察歯科医会

長